

鶴ヶ島市老人福祉センター
指定管理者選定委員会

審査報告書

平成26年11月

1 施設概要

施設名：鶴ヶ島市老人福祉センター

目的：鶴ヶ島市に居住する老人が健康で明るい生活を営むことを目的とする。

開業日：昭和54年11月1日

所在地：鶴ヶ島市大字三ツ木935番地14

規模：敷地面積 19,787.48㎡

(駐車場、鶴ヶ島市立障害者地域活動支援センター、鶴ヶ島市市民テニスコートを
含む)

建築面積

・鉄筋コンクリート造平屋建 855.94㎡

・木造平屋建 186.05㎡

施設：集会室（舞台付100畳）、和室（36畳）、会議室、図書室、教養娯楽室、
生活健康相談室、機能回復訓練室、浴室、事務室、おたっしや工房、売店、
ゲートボールコート、駐車場

開館時間：9時～16時

休館日：毎月の第1土曜日及び第3土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、
1月2日から1月4日まで、12月29日～1月3日

利用料金：①鶴ヶ島市、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以
下「圏域」という。）に居住する60歳以上の者・・・無料

②圏域に居住する60歳未満の者・・・200円

③圏域外に居住する者・・・400円

2 指定管理者の導入目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間
の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

3 指定管理者が行う業務

- ・集会又は休養のための施設及び設備の提供、保健体育及びレクリエーション活動等
に必要な便宜の供与、各種の相談及び講座の開設、その他設備の目的達成のため必要
と認める事業
- ・利用の許可に関する業務
- ・利用料金の収納事務に関する業務
- ・施設等の利用に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

5 応募団体

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター （1 団体のみ）

6 指定管理者選定委員会委員名簿（敬称略）

職名	氏名	性別	摘要
委員長代理	萩原良智	男	総合政策部長
委員	田島正廣	男	市民委員
	毛須英子	女	市民委員
	有路直樹	男	総務部長
	高篠正己	男	市民生活部長
	三村勝芳	男	健康福祉部長
	新井順一	男	都市整備部長（欠席）
	細川滋	男	教育部長
	藤井裕基	男	所管課長

7 選定基準

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

（団体概要）

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ・経営基盤は安定しているか。
- ・個人情報の適切な取扱いを確保しているか。

（事業内容）

- ・効果的な施設運営を実施できるか。
- ・効果的な施設管理を実施できるか。
- ・指定管理料は適正か。
- ・提案内容は適切か。

8 選定経過

平成26年	7月1日～22日	募集要項の配布
	7月22日	現地説明会
	7月23日～29日	質問書の受付
	～8月5日	質問事項の回答
	8月25日～29日	指定管理者申請書受付（応募書類受付）
	10月20日	指定管理者選定委員会委員任命・委嘱
		第1回指定管理者選定委員会
		・応募団体事前審査
		・老人福祉センターの視察
		・応募団体ヒアリング
		・指定管理者候補者の選定
		市長報告

9 審査結果

(1) 第1次審査

申請資格及び申請書類により審査を行い、応募団体の資格要件等については妥当と認められた。

(2) 第2次審査

「指定管理者候補者審査基準評価表」により、審査基準に基づいて評価を行い、「公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター」を指定管理者（候補者）として選定した。

審査基準（評価項目）	配点	得点（委員平均）
公の施設としての役割を適切に担うことができるか	12	10.5
経営基盤は安定しているか	12	9.4
個人情報の適切な取扱いを確保しているか	6	5.3
効果的な施設運営を実施できるか	36	31.2
効果的な施設管理を実施できるか	24	19.2
指定管理料は適正か	18	13.6
提案内容は適切か	12	8.7
合計	（満点）120	97.9

<最低基準点（6割）＝72点>

10 指定管理者（候補者）

指定管理者候補者の名称：公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター

指定管理者候補者の所在地：鶴ヶ島市大字脚折1562番地1

指定管理者候補者の代表名：理事長 高橋 正

指定期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

11 今後のスケジュール

平成26年11月	指定管理者（候補者）への選定結果通知 指定管理者指定議案の上程準備
12月	平成26年第4回定例議会で指定管理者議案議決 指定管理者決定通知 指定管理者指定告示
平成26年 1月	指定管理者との協定締結 指定管理者の決定・公表
4月	指定管理者による施設管理・運営開始

12 総評

「公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター」は、全国シルバー人材センター事業協会が掲げる基本理念「自主・自立、協働・共助」を基に、鶴ヶ島市の高齢者が主体となって連携・連帯し、皆で働き助け合って活力ある地域社会づくりに貢献するとともに、高齢者の社会参加の機会と生きがいの充実や地域社会への貢献を基本理念に設立された公益法人である。

当該申請者は、本件施設の指定管理者として、平成19年度から現在まで施設を管理してきたものである。これまでの管理実績をみると、利用者数は全ての年度において、制度導入前を上回っている。また、利用者の要望に対しては、迅速に市と協議し、その回答を館内に張り出すなど、的確に対応しており、市民サービスの向上という制度導入の目的を達成している団体であることが認められる。

次に、本件申請内容についてであるが、基本的運営方針として、「公平・公正・平等」を基本とした施設の運営や利用者の心身の健康を第一に清潔で明るい施設の維持管理を掲げている。具体的には、意見箱の設置や利用者代表者との懇談会等によりニーズの把握に努めること、きめ細かなサービスを実施すること、周知活動等による利用者の増加を図ることなどが提案されており、施設管理運営に対する意欲の高さが認められるとともに、効果的な施設運営が実施されるものと期待できる。

また、施設の総点検による問題点の把握や、緊急時対応及び防災対策としてマニュアルを作成するとともに、施設の衛生管理においても定期清掃・消毒と頻度の高い巡回を実施するなど、施設管理面においてもしっかりとした対策が検討されている。

さらに、本市から提示した条件である「介護予防・健康づくり事業の提案」及び「生きがいづくり事業の提案」についても、保健センターなどと連携した健康相談室の実施や、グラウンドゴルフ大会など、年10回に及ぶ生きがい対策事業の実施など、効果的な提案内容となっている。

以上のことから、指定管理者制度導入の目的にかなうものと考えられるため、「公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター」を指定管理者（候補）として選定するものである。